

商品概要説明書

令和2年11月2日現在適用中

1. 商品名（愛称）	・通帳不発行型貯蓄預金（愛称：アプリつみたて）以下、「この預金」と記載します
2. 販売対象	・「ぎふしんアプリバンキング」に普通預金口座を登録している個人の方
3. 期 間	・特に期間の定めはありません
4. 預 入 ①預入方法 ②預入金額 ③預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随時預け入れできます ・ 1円以上 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・随時払い戻しできます
6. 利 息 ①適用金利 ②利払頻度 ③計算方法 ④税金	<p>変動金利</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上100万円未満、100万円以上300万円未満、300万円以上の5段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します ・ 毎年2月と8月の当金庫所定の日に支払います ・ 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・ 利息には20%の源泉分離課税がかかります（国税15%・地方税5%） <p>※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります</p>
7. 手数料	_____
8. 付加できる特約事項	・「普通預金」との間で資金を移動させるスイングサービスにより、毎月一定額を積立てます。詳細は、「12.ぎふしん貯蓄預金スイングサービスに関する事項」を参照してください
9. 中途解約時の取扱い	_____
10. 金利情報について	・店頭窓口にお問合わせください
11. 貯蓄預金に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ この預金は、通帳不発行型の預金です ・ この預金は、通帳を利用して預入れ、払戻し、解約はできません ・ この預金の解約金は、振替元口座（ぎふしん貯蓄預金スイングサービスの指定口座の普通預金）（以下普通預金という）に入金することとします
12. ぎふしん貯蓄預金スイングサービスに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積立金額は、1万円、2万円、3万円、5万円の4種類です ・ 初回の積立日（振替日）は、申込日の翌月18日、以降、積立日は毎月18日（休日の場合、翌営業日）です。 ・ この預金から普通預金への振替（逆スイング）は、取扱いできません ・ このサービスの停止、中断、再開、普通預金の変更は、取扱いできません。 ・ 積立後、普通預金残高が10万円未満となる場合、積立はできません

<p>13. 苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談所(9時～17時、058-265-1151)で受付けています</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会(03-3581-0031)、第一東京弁護士会(03-3595-8588)、第二東京弁護士会(03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談所または全国しんきん相談所(9時～17時、03-3517-5825)にお申し出ください</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申出いただくことも可能です</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます</p> <p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談所もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください</p>
<p>14. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共料金等の自動支払いおよび給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取りにはご利用いただけません ・ 「総合口座」の取扱いはできません ・ 本商品は預金保険制度の対象商品であり、預金保険の範囲内で保護されます ・ マル優の取扱いができません ・ この預金の新規口座開設、積立金額変更、解約は、アプリバンキング受付のみとなります